

発行
尼崎市資産統括局
税務管理部税務管理課
尼崎市東七松町 1-23-1
TEL : 06-6489-6243
FAX : 06-6489-6875

固定資産税・都市計画税について

必要なもの：お持ちの納税通知書または固定資産課税台帳登録明細書、運転免許証など身分証明できるもの、委任状（代理人の場合）

この場合、住宅用地として認定できるので、住宅用地申告書を提出する必要があります。土地または家屋の利用状況に変更があった場合、翌年1月31日までに資産税課に申告が必要です。

[illegible]

納税には便利な口座振替を！

納税方法としては、納付書で納める方法のほか、預貯金口座から振替納付する口座振替もご利用いただけます。

1. 口座振替のメリット

その1 各納期ごとに金融機関等へ足を運ぶ手間が省けます！

その2 納付忘れを防ぐことができます！

2. 申請方法

尼崎市内の金融機関店舗内に依頼書がありますので、必要事項を記入し、預貯金通帳、お届けの印鑑、税の納付書や領収証書をお持ちになって、市内の金融機関等の窓口でお申込みください。

また、市役所の窓口では、キャッシュカードだけで簡単に手続きができる「ペイジー口座振替受付サービス」もご利用頂くことができます。

ペイジー口座振替受付サービス

◆対象税目 市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

◆受付場所 市役所納税課又は各サービスセンター

◆取扱金融機関 【銀行】三井住友、三菱東京UFJ、りそな、みずほ、池田泉州、みなど、ゆうちょ
【信用金庫】尼崎、北おおさか

※上記金融機関でも、カードの種類や口座の種類により、ご利用できない場合があります。

(例：生体認証カード、法人カード、代理人カード、貯蓄預金口座等)



受付表を書き、端末にキャッシュカードを通して暗証番号を入力するだけで手続き完了

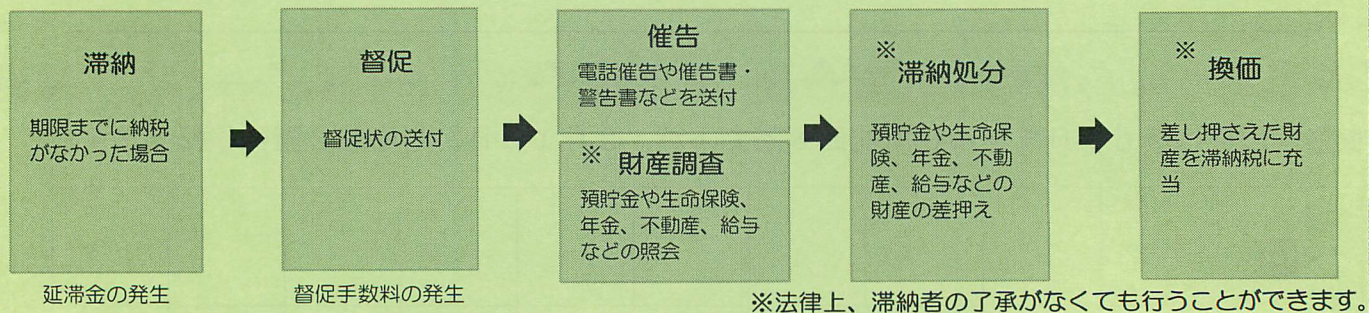
ペイジーサービスをご利用いただくメリット

- | | |
|---------------|------------------------|
| ①登録完了までが早い！ | ・・・ 納期限の約半月前まで受付ができます |
| ②印鑑が不要！ | ・・・ 印鑑相違等による登録遅延が防げます |
| ③銀行に行かなくてもOK！ | ・・・ 上記受付場所でお申し込みいただけます |

市税を滞納した場合は...

納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日より延滞金が加算されます。その後、督促状や催告書等を送付しても納税がなければ、法律に基づき滞納処分により強制的に税金を徴収されることになります(下図)。「少しくらい滞納しても大丈夫」「このくらいの金額なら差押えされないだろう」とは思わず、まずは納税課までご相談ください。

図 納期限が過ぎて放置した場合の流れ



【お問い合わせ先】口座振替については納税課(収入整理)TEL: 06-6489-6285

納税相談については納税課 TEL: 06-6489-6274

FAX: 06-6489-6875

個人市民税・県民税の申告はお早めに

- ・ 申告会場は大変混雑しますので、申告書の提出は郵送をお願いします。
- ・ 持参する場合は、あらかじめ記入した上で、申告会場へお越しください。
- ・ 駐車場のない申告会場もありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

【受付期間】 平成30年2月16日（金）から平成30年3月15日（木）（平日のみ）

提出が必要な方

平成30年1月1日現在、住所が市内にある方（住所は市外でも、事務所、事業所または家屋敷を市内に持っている方を含む。）は、平成30年度分市民税・県民税申告書の提出が必要です。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する方は提出が不要です。

- ① 税務署に平成29年分所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告書を提出される方
- ② 平成29年中の合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の方
- ③ 平成29年中の所得が給与や年金（企業年金などを含む）のみで、支払者（会社や日本年金機構など）から市役所へ支払報告書が提出される方

※ ①に該当しなくなった方（年金収入400万円以下で他の所得20万円以下の方）も、②または③に該当すれば、提出が不要です。

※ ③に該当する方のうち、個人市民税・県民税の医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市役所に提出してください。

※ 所得税等の還付を受ける方や損失を繰り越す方は、税務署に所得税等の確定申告書を提出してください。

※ 所得税等の確定申告書を提出された場合、個人市民税・県民税の申告書の提出を省略することができますが、個人市民税・県民税の申告をもって、所得税等の確定申告書の提出を省略することはできませんのでご注意ください。

提出書類

- ・ 平成30年度分市民税・県民税申告書
- ・ 平成29年中の収入金額が分かる書類（源泉徴収票、給与明細書、収支（所得）内訳書など）（コピー可）
- ・ 平成29年中の支払金額が分かる書類（医療費の領収書（明細書または各保険者からの医療費通知可）・生命保険料、地震保険料または国民年金保険料の控除証明書など）（コピー可）

※平成29年度分以降の個人市民税・県民税の申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

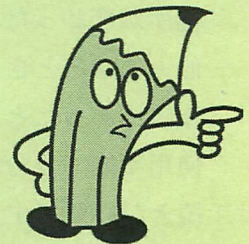
また、市役所にマイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示またはその写しを申告書等に添付する必要があります。

（注）控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

本人確認書類の例

例1 マイナンバーカード

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など



提出方法

昨年度の実績などから、提出が必要と考えられる方については、2月中旬までに申告書をご自宅へ郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、同封の返信用封筒に切手を貼ってご返送願います。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、お電話でお問い合わせいただくか、申告会場を下記のとおり設けておりますので、可能な範囲で申告書を記入していただき、直接会場へお越しください。

申告会場及び日程（平日のみの午前9時から午後5時30分まで）

市役所南館2階ロビー	2月16日（金）～3月15日（木）	立花支所3階会議室	3月6日（火）
小田支所3階ホール	2月21日（水）・22日（木）	園田支所3階ホール	3月7日（水）・9日（金）
大庄支所2階会議室	3月2日（金）	武庫支所1階ホール	3月8日（木）

【お問い合わせ先】 市民税課 TEL：06-6489-6246～6248 FAX：06-6489-6875

税務証明書についてのお知らせ



評価替え後(平成30年度)の評価(公課)証明書が必要な方へ

平成30年度における固定資産(土地・家屋)の評価替えに伴い、4月2日(月)より評価証明書、5月1日(火)より公課証明書の交付が可能となります。

詳しくは、電話またはFAXにてお問い合わせください。

平成30年1月4日から JR 尼崎サービスセンターの場所が変わりました

○新住所

〒661-0976

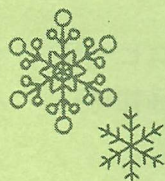
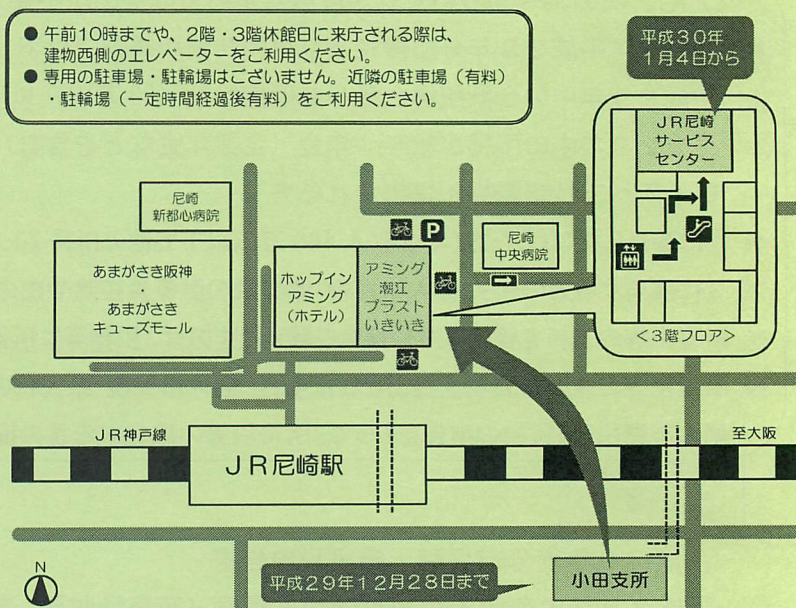
尼崎市潮江1丁目4番5号

アミグ潮江プラストいきいき3階

○新電話番号

06-6480-5961

※利用者登録済みのマイナンバーカード、住基カードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置している自動交付機から最新年度の課税(所得)証明書を取得できるサービスがございます。
ぜひご活用ください。



軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税は、毎年4月1日現在にバイクや軽自動車・小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

平成29年度中に、住所変更、譲渡や廃車をされても、手続きをしていなければ元の所有者に課税されます。

手続きは4月1日までに済ませてください。

- (1) 住所が変わったとき
 - (2) 他人に譲るとき
 - (3) 盗難にあったとき
 - (4) 使用不能で処分するとき
- には手続きが必要です。

原動機付自転車 小型特殊自動車	尼崎市役所 税務管理課 TEL06-6489-6288
軽自動車(3輪及び4輪)	軽自動車検査協会兵庫事務所 TEL050-3816-1874
軽2輪車 2輪の小型自動車	神戸運輸監理部兵庫陸運部 TEL050-5540-2066

※事業所、工場、作業所などの構内のみで使用されているナンバープレートがついていない未登録の小型特殊自動車等についても、軽自動車税の課税対象になります。

下記の対象車両を所有の場合には、地方税法第447条第1項及び尼崎市市税条例第67条の規定により、市への申告が義務付けられています。対象となる方は申告の手続きをお願いします。(車種ごとのお手続き場所は上記のとおり)

対象となる車両	原動機付自転車、小型特殊自動車(フォークリフト等)、軽自動車(3輪及び4輪)、軽2輪車、2輪の小型自動車等 ナンバープレートがついていない未登録の車両
---------	--

【お問い合わせ先】税務管理課 TEL: 06-6489-6284 (税務証明書について)

TEL: 06-6489-6288 (軽自動車税について)

FAX: 06-6489-6875